

1 はじめに

1-1 都市計画マスタープランの意義

大竹市の都市計画に関する基本的な方針であり、土地利用や都市施設、市街地整備など、個々の都市計画決定や変更の指針となります。

都市計画マスタープランとは、平成4年(1992年)の都市計画法の改正によって規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」(都市計画法第18条の2)として定める計画です。

都市計画マスタープランは、住民参加のもと市町村自らが都市づくりの将来ビジョンを確立し、都市像や都市目標を実現するために土地利用や都市施設の方針などを明らかにする計画であり、都市づくりの長期的・総合的な指針としての役割を果たすものとなります。

大竹市では、平成12年(2000年)4月に大竹市都市計画に関する基本的な方針(都市計画マスタープラン)を策定していますが、目標とした平成30年(2018年)を経過しました。

このため、近年の本格的な人口減少社会、少子化・超高齢社会の到来、市民の環境への意識の高まり、都市型災害や大規模な災害発生の懸念などといった社会経済情勢の変化や、上位関連計画・関係法令・土地利用の変化などに対応した新たな大竹市都市計画マスタープラン(以下、「本計画」という。)を策定する必要があるため、本計画は大竹市の都市づくりの総合的な指針となるものです。

1-2 都市計画マスタープランの対象区域

大竹市全域を対象とし、特に広島圏都市計画区域内については具体的な方針を明らかにします。

本計画は、大竹市全域を対象とします。

その上で、広島圏都市計画区域内については、都市計画の具体的な方針を示します。



図 対象区域

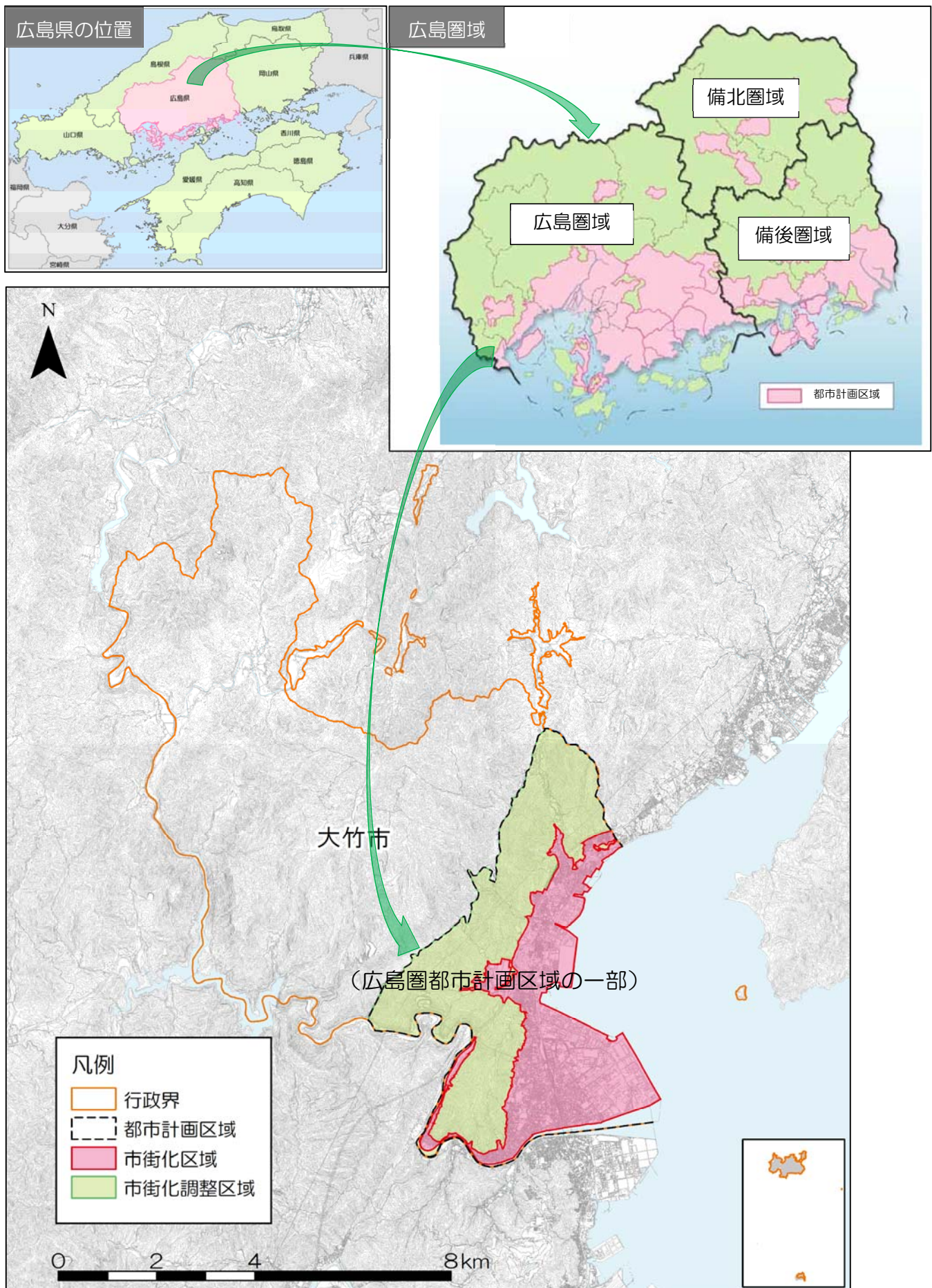


図 大竹市の都市計画区域

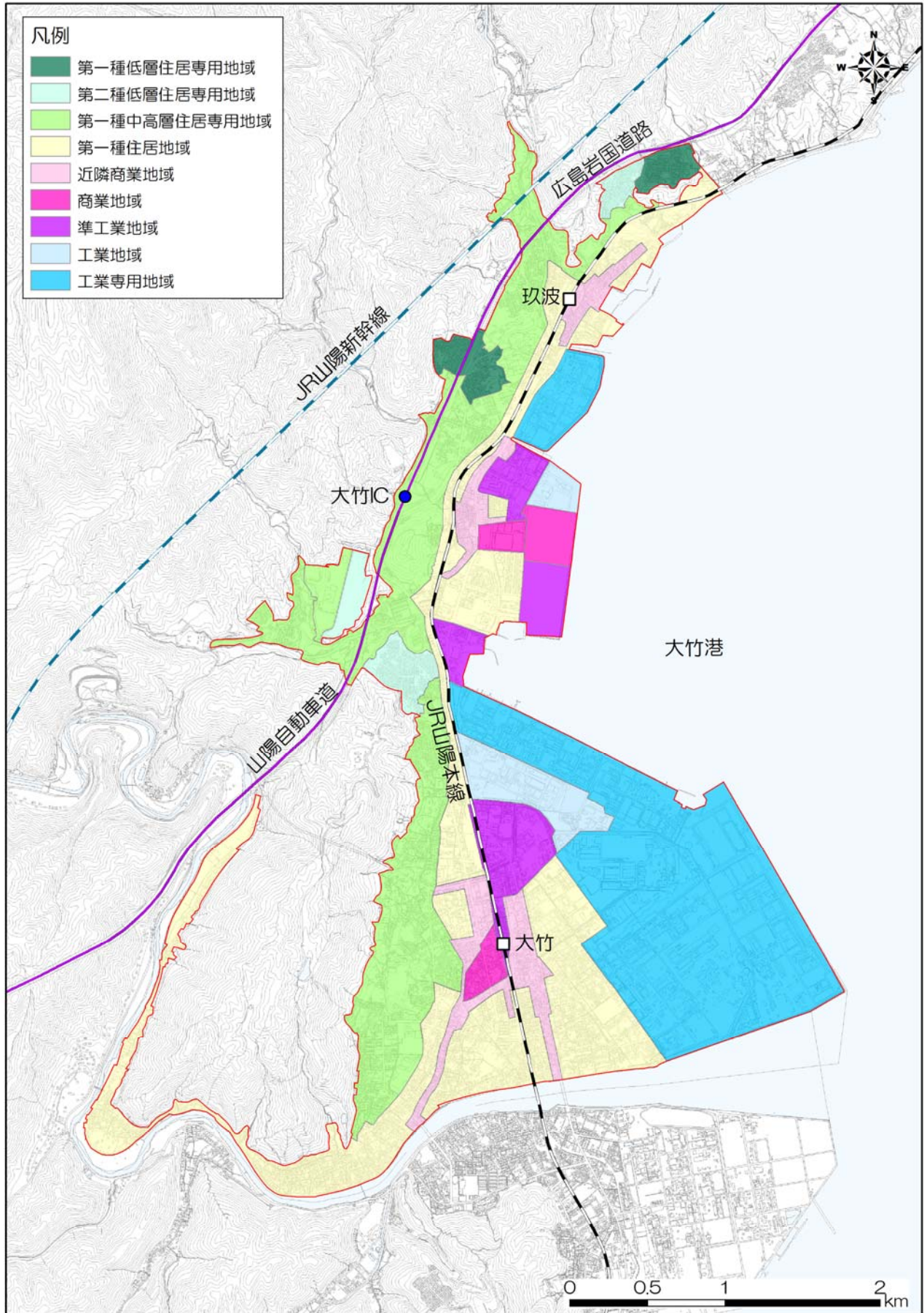


図 大竹市の市街化区域 (平成31年(2019年)4月時点)



1 はじめに

1-3 都市計画マスタープランの位置づけ

都市計画マスタープランは、上位計画に即しながら、様々な関連計画や施策を踏まえ、市民意向等も反映して策定します。

1

はじめに

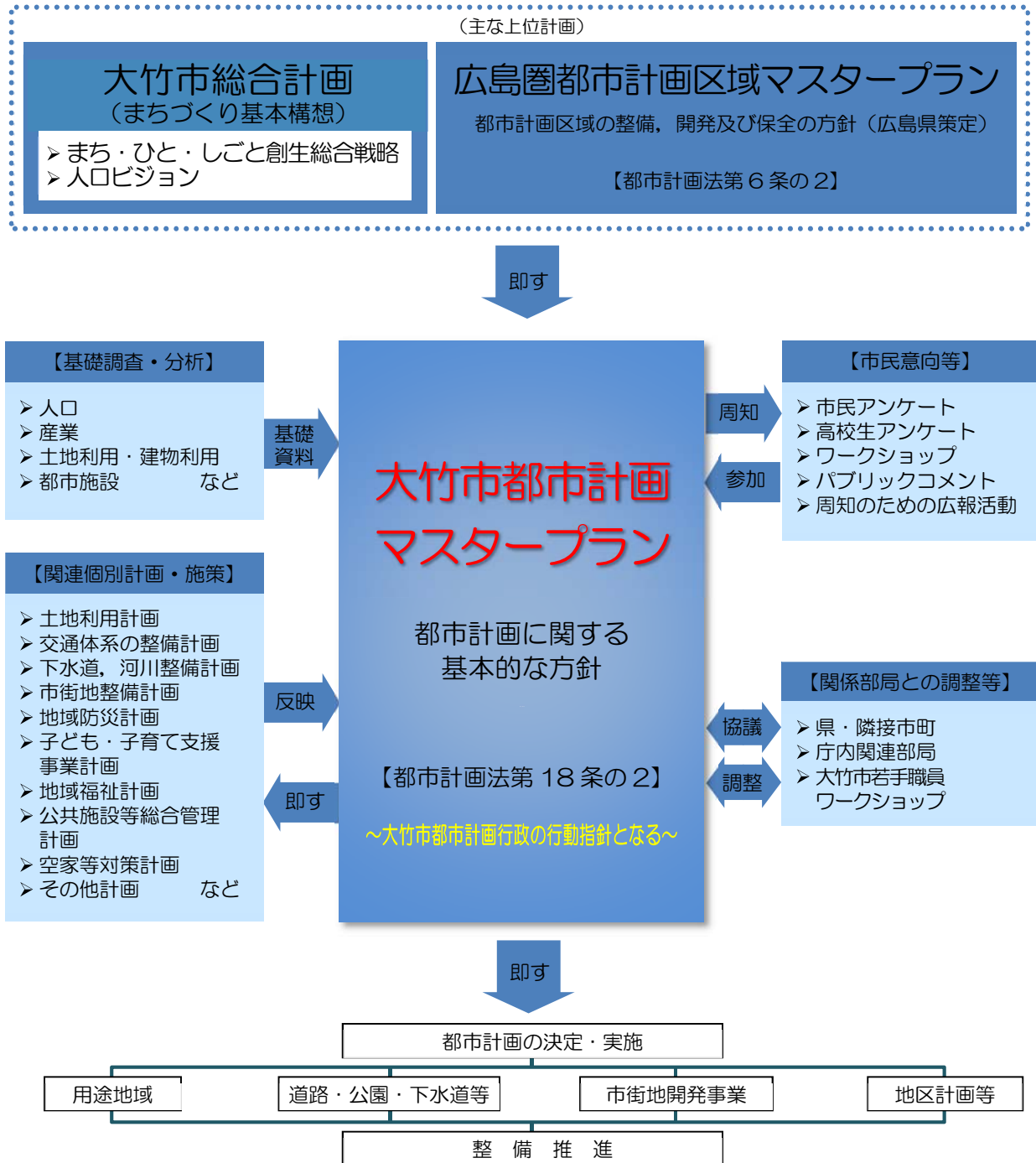


図 都市計画マスタープランの位置づけ

1-4 目標年次

本計画は 2039 年を目標年次とします。

都市計画マスタープランは、長期的視点に立って都市づくりを考える必要があることから、計画対象期間は、令和元年(2019年)を基準年として、20年後の2039年を目標年次とします。ただし、今後の社会情勢の変化や上位計画等の改訂に対応するため、必要に応じて見直します。

1

はじめに

1-5 計画の構成

1. はじめに

- 1-1 都市計画マスタープランの意義
- 1-2 都市計画マスタープランの対象区域
- 1-3 都市計画マスタープランの位置づけ
- 1-4 目標年次
- 1-5 計画の構成

2. 大竹市の現況と課題

- 2-1 大竹市の現況
- 2-2 都市づくりの課題の考え方
- 2-3 都市づくりの問題点と課題

3. 大竹市の目指すまちの将来像

- 3-1 都市づくりの基本理念の設定
- 3-2 将来の都市像と都市づくりの目標の設定
- 3-3 都市づくりの目標に向けた施策展開の方針

4. 将来都市構造

- 4-1 都市の機能・軸・ゾーンの設定
- 4-2 将来都市構造図

5. 分野別の方針

- | | |
|---------------|-----------------|
| 5-1 土地利用の方針 | 5-5 都市景観形成の方針 |
| 5-2 市街地整備の方針 | 5-6 その他の都市施設の方針 |
| 5-3 交通体系整備の方針 | 5-7 防災・減災の方針 |
| 5-4 緑の空間形成の方針 | |

6. 実現化の方策

- 6-1 考え方と取り組み方針
- 6-2 実現に向けた取り組み
- 6-3 整備方針図



ストーンアート（鯉のぼり）



晴海臨海公園（遊具広場）



弥栄峡